

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公開番号】特開2018-143792(P2018-143792A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2018-100493(P2018-100493)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月5日(2018.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板ボックスが取り付けられる遊技盤と、

遊技球を貯留することができる球タンクと該球タンクに貯留した遊技球を下流側へ流下

することができるタンクレールとが取り付けられる枠体と、

一側辺が軸支されて開閉自在に取り付けられる可動部材と、

を備える遊技機であって、

前記タンクレールには、流下する遊技球によって生ずる異物が落下することができる放出孔が形成され、

前記枠体には、前記タンクレールの下方であって当該タンクレールに沿って板部が設けられ、

前記可動部材が前記遊技機の背面の一部を覆う閉鎖された状態では当該可動部材の上辺部分が前記枠体に設けられる前記板部と当接し、

前記遊技盤が前記遊技機に取り付けられた状態では、前記枠体に設けられる板部の下方に前記基板ボックスが配置され、

前記板部は、前記タンクレールに沿って傾斜する上面を有するとともに、該上面が前記放出孔の下方に入り込むように配置されており、前記放出孔から落下する前記異物を該上面において受け得るものであり、

さらに、前記板部は、透過性を有する部材で構成されてなり、

さらに、前記基板ボックスは複数設けられ、

前記基板ボックスのうち少なくとも一部の基板ボックスは、前記遊技盤が前記遊技機に取り付けられた状態で上面となる壁部に通気孔を有さず、他の壁部に前記通気孔を有する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来より、球タンクからの遊技球を下流側へ導くタンクレールを備える遊技機が提案されている（例えば、特許文献1）。このタンクレールには、遊技球によって生ずる異物を排出する孔が設けられていた。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2013-215440号公報（図2）

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、従来の構成では、タンクレールからの落下異物による電気的なトラブルの対策が不十分であった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、タンクレールからの落下異物による電気的なトラブルに新規な対策を施した遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

基板ボックスが取り付けられる遊技盤と、

遊技球を貯留することができる球タンクと該球タンクに貯留した遊技球を下流側へ流下することができるタンクレールとが取り付けられる枠体と、

一側辺が軸支されて開閉自在に取り付けられる可動部材と、

を備える遊技機であって、

前記タンクレールには、流下する遊技球によって生ずる異物が落下することができる放出孔が形成され、

前記枠体には、前記タンクレールの下方であって当該タンクレールに沿って板部が設けられ、

前記可動部材が前記遊技機の背面の一部を覆う閉鎖された状態では当該可動部材の上辺部分が前記枠体に設けられる前記板部と当接し、

前記遊技盤が前記遊技機に取り付けられた状態では、前記枠体に設けられる板部の下方に前記基板ボックスが配置され、

前記板部は、前記タンクレールに沿って傾斜する上面を有するとともに、該上面が前記放出孔の下方に入り込むように配置されており、前記放出孔から落下する前記異物を該上

面において受け得るものであり、

さらに、前記板部は、透過性を有する部材で構成されてなり、

さらに、前記基板ボックスは複数設けられ、

前記基板ボックスのうち少なくとも一部の基板ボックスは、前記遊技盤が前記遊技機に取り付けられた状態で上面となる壁部に通気孔を有さず、他の壁部に前記通気孔を有することを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の遊技機においては、タンクレールからの落下異物による電気的なトラブルを防止することができる。